

野田市文化会館

新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル（改定版）

令和4年5月19日
野田市教育委員会

1. 策定の目的

このマニュアルは、野田市文化会館において公演主催者が行う新型コロナウイルス感染症の感染防止の対策について、野田市新型コロナウイルス対策本部において決定した事項及び全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版(令和2年9月18日)」を踏まえ、令和2年11月13日に策定しました。新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、令和4年5月19日から一部改定します。

なお、今後も感染状況等に応じて、適宜見直しを行います。

2. 感染防止のための基本的な考え方

令和4年4月18日に開催された第75回野田市新型コロナウイルス対策本部会議において、「3月21日に、千葉県のみん延防止等重点措置が解除されて以降、市内の保育園、小中学校等、若い世代を中心に、依然として新規感染者が確認されているものの、新規感染者数の増加または、重症化に伴う医療提供体制の逼迫という状況には繋がっていないこと等を考慮し、これまでの基本的な感染対策を継続しつつ、市バスの利用人数の制限など一部の制限を除き、新型コロナウイルス感染拡大前の状態に戻すことを基本的な対応方針とすることを決定した。ただし、医療提供体制の逼迫などを含む市内感染状況に懸念が生じた際は、再度、対応を協議していくことを併せて決定した。」とされた。

これを受けて、文化会館におけるイベント開催については、参加者名簿の作成等の措置を講じ、観客の大声がある場合は収容率の上限を50パーセントとし、大声がない場合は収容率100パーセントまで入場可能とする。利用に際しては、全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版(令和3年10月15日)」及び令和4年3月17日付けの千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部の通知にもとづき、基本的な感染対策を継続することとする。

3. 実施する感染防止対策

(1) 公演全般

- ・館内のドアノブや手すり等、別紙会場平面図に示した不特定多数が触れやすい

場所は、開場前までと公演開始後、休憩後、公演終了後に次亜塩素酸水により消毒を行う。次亜塩素酸水の使用が不適な物品の場合は、アルコール除菌シートを使うなど、次善の適切な手段により消毒を行う。

- ・客席は、開場から公演開始1分前までと、休憩中、公演終了直後にドアを開け換気を行う。
- ・ロビーは、入退場時は常時、入場後と休憩中、休憩後は10分間、会場入口のドアを開け換気を行う。
- ・会場入口、トイレ入口、自動販売機横に手指消毒用の消毒液を設置する。その際、不足が生じないように定期的に点検、補充を行う。
- ・館内におけるマスク着用を義務付ける。幼児や傷病等により着用が難しい場合は、咳エチケットの励行等、最大限の感染防止に努めてもらう。
- ・感染防止対策のための人員については、別紙会場平面図に示した人員配置につとめるものとする。
- ・各公演ジャンルの統括団体等が作成するガイドラインを踏まえた防止策を講じることとする。

(2) 個別対策

①楽屋

- ・楽屋口に手指消毒用の消毒液を設置する。その際、不足が生じないように定期的に点検、補充を行う。
- ・公演主催者や公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間でできる限り間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努める。
- ・舞台出演時の出演者を除き、館内ではマスクを着用する。
- ・公演前後の手指消毒を徹底する。
- ・楽屋、控室等は、不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、部屋ごとに手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・楽屋は、密にならないようできる限り間隔を空け、常時換気を行う。
- ・ケータリングは、共有の飲食物は避け、小分けにして使い捨ての紙食器を使用する。
- ・ごみの持ち帰りを徹底する。
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立ち入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）する。

②当日チケットの販売

- ・受付窓口の係員は、マスクとともにフェイスシールドを着用する。

- ・窓口に行列ができそうな場合は、必要な人員を配置し、最低 1メートルの間隔を空けた整列を行う。

③文化会館入口（入場時）

- ・できるだけ客席のゾーンごとに入場時刻を定めるなど、大勢の来場者で密にならないようにする。
- ・会場入口の行列は、足下に最低 1メートルの間隔を空けた整列の表示に従い、必要な人員を配置し整列させる。
- ・手指消毒用の消毒液を設置し、手指の消毒を徹底する。
- ・マスク着用を義務付ける。予備のマスクを用意し、未所持の人に渡す。
- ・非接触型体温計や顔認証サーマルカメラを用意し体温測定を行う。発熱がある場合は、入場をお断りする。
- ・体調不良者は、入場をお断りする。
- ・チケットもぎりの際は、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、スタッフが目視で確認するか、係員のこまめな手指消毒（若しくは手袋着用）を徹底する。
- ・プログラムやチラシ類は手渡しせず、来場者が直接持っていくか、手渡しの場合は係員の手指消毒（若しくは手袋着用）を徹底する。
- ・感染者が発生した場合に備え、チケット購入時に記入用紙を発行し来場時に提出してもらうなど、主催者が公演関係者及び来場者の氏名、連絡先を把握し、おおむね 1 か月間保持する。記入用紙には、感染者が発生した場合に保健所に提出する旨を記載する。
- ・個人情報の保護の観点から、来場者の氏名、連絡先は厳重に保管し、保持期間経過後は適切に廃棄する。
- ・来場者がロビーに滞留したり、対面通行になったりしないよう、入口から客席までの動線を確認する。
- ・来場者に接触確認アプリの導入を案内する。また、公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないようにするため、電源を切らずにマナーモードにするよう促す。

④ロビー・ホワイエ

- ・入退場時や休憩時は、人員を配置し、近距離による対面での会話や滞留を抑制する。
- ・館内での食事は、指定場所のみとし、黙食を徹底する。会話しなければいけないときは、マスク着用を徹底する。
- ・自動販売機は、公演開始後や休憩後等、来場者が使用した後のボタン等の消毒を行う。

⑤物品販売

- ・現金の取扱いを減らすため、オンライン販売やキャッシュレス決済を推奨する。やむを得ず現金を取扱う場合は、密にならないよう最低 1メートルの間隔を空けて整列させる。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品や見本品は取扱わず、商品を事前にパンフレット等で周知するなど、密を発生させない工夫をする。
- ・アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、購買者との間を遮蔽する。ただし、間仕切りについては、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには設置しないか、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用する。
- ・販売員は、マスクの着用に加え、必要に応じてこまめな手指消毒（若しくは手袋着用）を行う

⑥トイレ

- ・入口に人員を配置し、利用者に対し石鹸と流水による手指の除菌を呼びかける。
- ・入口に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・トイレ入口に行列ができそうな場合は、足下に最低 1メートルの間隔を空けた整列の表示に従い整列させる。
- ・公演開始後や休憩後、次亜塩素酸水またはアルコール除菌シートによりドアノブやトイレレバー等の消毒を行う。
- ・トイレが密にならないよう、2階トイレや中央公民館等のトイレの利用を呼び掛ける。

⑦客席

- ・配席については、できるだけ指定席とする。
- ・観客の大声がある場合は収容率の上限を 50 パーセントとし、大声がない場合は収容率 100 パーセントまで入場可能とする。
- ・舞台出演者がマスクを外す場合は、ホールの最前列及び 2 列目の客席の使用ができないものとする。また、オーケストラピット形態（最前列及び 2 列目の客席を外して舞台出演者が使用すること）とした上で舞台出演者がマスクを外す場合は、3 列目から 5 列目までの客席の使用ができないものとする。ただし、いずれも舞台出演者が発声しないなど飛沫が発生するおそれがない場合を除く。
- ・感染リスクが高まる演出（声援を求める、来場者をステージにあげる、ハイタ

タッチする等) は行わない。

- ・休憩回数を増やしたり、休憩時間を長めにとったりして、十分な換気ができるようにするとともに、ロビーやトイレの混雑が生じないようにする。
- ・休憩時や入退場時は、会話抑制を周知する。

⑧文化会館出口（退場時）

- ・客席から出口までの退場については、できるだけゾーンごとの時間差とし、ロビー、ホワイエに人員を配置し滞留させない。
- ・来場者に対し、出待ちや見送り、差し入れ等は控えるよう周知する。

4. 感染防止策チェックリスト

千葉県による感染防止安全計画の確認を受けていないイベントについては、千葉県が定める「感染防止策チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を作成し、あらかじめ野田市（提出先は野田市文化会館）へ提出する。チェックリストの特記事項の欄には、舞台出演者のマスク着用の有無を記載し、マスクを外す場合には客席の最前列及び2列目（オーケストラピット形態の場合は3列目から5列目まで）を使用しないことを記載しなければならない。ただし、舞台出演者が発声しないなど飛沫が発生するおそれがない場合を除く。また、主催者のホームページやSNS等でチェックリストを公表し、イベント終了日から1年間保管しておく。

感染防止策の不徹底など問題が発生した場合は、感染防止安全計画の策定の有無にかかわらず、直ちに、野田市（提出先は野田市文化会館）、千葉県及び関係府省庁に結果報告書を提出する。